

前橋市大渡温水プール・トレーニングセンターほかLED照明賃貸借

番号	区分	質問	回答
1		<p>本件、物件に対しては動産総合保険の付保を予定しておりますが、万が一動産総合保険の対象外となります地震、天災等を理由として、物件の滅失・破損等が発生してしまった場合、残賃貸借料金については貴市で負担頂けるのでしょうか。</p>	<p>「仕様書」－「9 物件の保証」－「(5)」－「免責となる損害」欄に記載された地震、天災等不可抗力を理由とした物件の滅失・破損等が発生した場合、残賃貸借料金は本市の負担とします。</p>
2		<p>本件、物件に対しては動産総合保険（新価保険）の付保を予定しておりますが、地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等による物件滅失又は毀損等について、保険適用の対象外となっております。万一、物件の滅失・破損等が発生し、保険適用外の事態となってしまう、貴市負担にて物件の復旧又は、契約が継続できない場合、残賃貸借料金については貴市にて負担を頂けますでしょうか。</p>	<p>No.1回答のとおりです。</p>
3		<p>動産総合保険の免責となる事象である、例えば地震、噴火等を理由として物件の滅失・破損が発生した場合、残賃貸借料金については別途協議頂けるという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>No.1回答のとおりです。</p>

4		<p>万一の場合の想定となりますが、契約の履行において貴市や、第三者に損害を及ぼした場合においても、同損害が天災地変（地震・津波・噴火等）、騒乱・テロ行為等不可抗力に起因する場合につきましては、受注者は同責任の負担は免責されるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>認識のとおりです。</p>
5		<p>動産総合保険について、仕様書9物件の保証（5）動産相互保険は動産総合保険で宜しいでしょうか。 また、新価特約付とございますが、リース会社が今回導入する機器の購入価格を上限とする保険でしょうか。それとも機器の定価を上限とする新価でしょうか。</p>	<p>動産総合保険です。 また、「仕様書」－「9物件の保証」を満たせるよう、必要な動産総合保険（新価特約付）を付保してください。</p>
6		<p>施設の統廃合等、貴市の事由により物件が不要となり、契約が変更または解除となった場合は、貴市にて残賃貸借料のご負担を頂けるとの認識で問題ないでしょうか。</p>	<p>認識のとおりです。</p>
7		<p>賃貸借期間中に賃借人の責めによらない何等かの事情により使用停止等の必要性が生じた場合、代替品を提供するとありますが、原因が天変地異等の不可抗力による場合、免責とさせていただきますでしょうか。</p>	<p>認識のとおりです。</p>

8		<p>以下の業務について、賃貸人が他社に業務を委託することは可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存物件の撤去 ・作業要件 ・設置後の現地試験 ・物件の保守業務、保証全般 ・専用窓口の設置 <p>委託可の場合、委託することを貴市が承認する書面を開示頂けますでしょうか。</p>	<p>下記において賃貸人以外の作業を承認しています。</p> <p>「仕様書」－「8 撤去設置作業要件」－「(1)」</p> <p>「仕様書」－「9 物件の保証」－「(7)」</p>
9		<p>リース会社による入札参加を検討しております。</p> <p>賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等）について、当該業務を貴市から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。</p>	<p>No.8回答のとおりです。</p>
10		<p>前の質問（No.9）のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が貴市より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を貴市から受注するのではなく、貴市の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせて良いでしょうか。）。</p>	<p>No.8回答のとおりです。</p>

11	リース会社による入札参加を検討しております。 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守等）について、当該業務を貴市から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	No.8回答のとおりです。
12	「仕様書 8 撤去設置作業要件」について物品の賃貸借に付随する業務でリース会社が自ら実施できない業務（物件の搬入・設置・保証等）は機器供給業者に委託する事は可能でしょうか。またその際に提出が必要な書類等はございますでしょうか。	No.8回答のとおりです。 また、提出が必要な書類等はありません。
13	「仕様書 8 撤去設置作業要件」について既設物件の撤去に関する記述がありますが、受注者が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合許可のない先へ委託すると廃掃法の違反となります。本件、既設物件の所有者が貴市である場合廃掃法に基づき、貴市が排出業者として認めた会社が貴市からの注文を受け産業廃棄物処理の処理を行い、本件入札の受注者はその費用の立替払いをするのみであるという解釈で良いでしょうか。	No.8回答のとおり、賃貸人以外の作業を承認しています。「仕様書」－「8 撤去設置作業要件」のとおり適切に処分してください。
14	リース会社は一般的に建設業の許可を有しておりません。賃貸借契約である本件が建設業法に抵触するような工事を含む場合、リース会社は工事元請け業者の立ち位置にはならないという認識で宜しいでしょうか。	認識のとおりです。
15	契約期間満了後、賃貸物件は貴町へ無償譲渡する条件ですが、賃貸借料に固定資産税を含める必要がありますでしょうか。	賃貸借契約満了後に無償譲渡する契約のため、資産の所有者は本市であることから、賃貸借料に固定資産税を含める必要はありません。

16	本件、賃貸借期間満了後、物件について無償譲渡条件との指定が御座いますので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い（賃貸借料には同費用分は含めない）との認識でよろしいでしょうか。	No.15回答のとおりです。
17	「仕様書12 その他」について契約期間終了後に無償譲渡と記載があるため、リース会社には固定資産税の納付義務はないという認識で宜しいでしょうか。	No.15回答のとおりです。
18	万一の想定となりますが、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点にて残期間の残賃借料が存在する場合、貴市にその金額をご負担して頂きますでしょうか。 また、過去に予算の削減・減額等により契約解除に至った事案の有無をご教授下さい。	本件の賃貸借契約は債務負担行為であり、予算の削減・減額は想定されません。
19	貴市指定書式を使用する場合、賃貸借契約書（案、契約書式・契約条項）を事前に開示頂けますでしょうか。落札後、賃貸借契約書の条項内容について、条項変更等の協議は可能でしょうか。	契約書案がありますのでご参照ください。ただし、案のとおりには作成しなければいけないわけではなく、あくまで参考資料とお考え下さい。また、入札後、条項等の協議は可能です。
20	本案件にてご利用予定の賃貸借契約書の雛形を、事前に開示頂けますでしょうか。	No.19回答のとおりです。
21	落札後、貴市所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議頂くことは可能でしょうか。	No.19回答のとおりです。
22	本件の賃貸借契約は「長期継続契約」と「債務負担行為」のどちらでしょうか。	No.18回答のとおりです。
23	本件は賃貸人が保守義務を負いますでしょうか。	賃貸人が保守義務を負います。

24		<p>社会・経済情勢の悪化など、メーカー側の生産状況等が影響を受け納期が間に合わない場合には、賃貸借期間、設置期限に記載の賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして、別途協議を頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延については、賃貸借開始日等を別途協議とします。</p>
25		<p>コロナ情勢や、世界的に深刻な半導体不足、サプライチェーンリスク等の影響により、メーカー側の生産状況等が影響を受け納期が間に合わない場合には、賃貸借期間、設置期限に記載の賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして、別途協議を頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>No.24回答のとおりです。</p>
26		<p>入札書を封入する封筒についてですが、封筒表紙には宛名として「前橋市長 小川 晶様」を記載、入札説明書記載の「件名」を記載し、その他入札者の「所在地、会社名」を記載すればよろしいでしょうか。また朱書きの箇所はないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>所在地の記載は必須ではありません。そのほか認識のとおりです。</p>
27		<p>入札書の封入・封かん・封印は不要でしょうか。</p>	<p>封入は必要ですが、封かん・封印は不要です。</p>

28	<p>入札公告兼入札説明書1(10)イ 過去2年間の間又はその他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者</p> <p>①質問・・・上記内容について賃貸借契約でLED照明ではなく、情報機器等でもよろしいでしょうか。</p> <p>②質問・・・またLED照明の場合、防犯灯や道路灯等でもよろしいでしょうか。</p> <p>③質問・・・履行した者との記載がありますが、履行とは契約を締結し、賃貸借期間中とのことでしょうか。または賃貸借等期間が満了しているとのことでしょうか。</p> <p>④質問・・・賃貸借ではなく、ESCO事業契約でもよろしいでしょうか。</p>	<p>入札公告兼入札説明書1(10)イに基づく「契約保証金免除要件」は以下のとおりとします。</p> <p>①LED照明のリース・賃貸借契約のみとします。</p> <p>②LED照明のリース・賃貸借契約であれば、照明器具の種類は問いません。</p> <p>③履行した者とは「賃貸借等期間が満了している」のみとします。</p> <p>④ESCO事業にて、本件業務と種類及び規模をほぼ同じくする、仕様書記載の事業を行っているのであればESCO事業契約でも可とします。</p>
29	<p>契約保証金について、契約保証金免除申請書提出による免除を受けるにあたり、履行実績の条件について以下回答願います。</p> <p>(1) 「種類」要件について：入札参加資格の営業品目（大分類：リース・レンタル）と同種のものでありますので、リース契約・賃貸借契約であれば、LED照明以外の物件でも許容頂けますでしょうか。</p> <p>(2) 「誠実に履行」要件について、過去2年間の間に「契約している」、「賃貸借期間が開始されている」、「賃貸借期間中であり1年以上継続している」「満了している」等、どのような実績でも宜しいでしょうか。</p>	<p>契約保証金免除要件は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 「種類」はLED照明のリース・賃貸借契約のみ。</p> <p>(2) 誠実に履行とは「満了している」のみとする。</p>

30	賃貸借料の支払いについて、初回3月分は3月中（ただし、請求を受けた日から30日以内）、以降4月～6月分を6月中（ただし、請求を受けた日から30日以内）とし、最終1月～2月分を2月中（ただし、請求を受けた日から30日以内）にお支払い頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	認識のとおりです。
31	代理人による入札を検討しておりますので、委任状の様式を頂けますでしょうか。	競争入札参加資格確認通知書と併せて委任状を送付します。
32	「発行責任者及び担当者」の記載がある書類については、同部分の記載をしていれば、何れの書類も印鑑の押印は不要との認識で宜しいでしょうか。	認識のとおりです。
33	施工前に既設の照明器具の確認を行い、別紙2ならびに別紙3の数量と異なる場合や、現地と仕様書が異なる場合には、現地状況を優先し仕様書を変更または変更契約書を締結するとの認識でよろしいでしょうか。	認識のとおりです。
34	別紙1記載の施工工期・条件で作業を多く行う予定でおりますが、入札時点で作業が出来ない日（作業日の制限）はないとの認識でよろしいでしょうか。 契約後に前橋市の都合により作業が出来ない日程が判明した場合、工期に関して猶予をいただけるとの認識で間違いありませんか。	作業日の制限は一部ありますが、契約後に作業計画表及び照明器具納品スケジュール等の確認・打合せを行い、施工日（期間）を決定するものと考えます。日程の選択肢がないほど市都合により作業が出来ない場合は、別途協議のうえ、工期を猶予します。
35	平日日中での工事を想定しております。事前協議の上決定した工事期間に関しては、貸し出し利用が停止される認識でよろしかったでしょうか。	認識のとおりです。
36	各施設、投光器に関してはトラック式高所作業車（バケット車）での施工を想定しております。競技場（グラウンド）内に侵入しないと施工が不可能な箇所がございますでしょうか。	一部施設において、競技場（グラウンド）内に侵入しないと施工が不可能な箇所があります。また、トラック式高所作業車（バケット車）の侵入不可能な施設もあります。

37		各施設に設置されている旧照明器具の所有権は貴市にあるという理解でよろしいでしょうか。	認識のとおりです。
38		仕様書9物件の保証(6)専用窓口ですが、メーカーや施工会社の専用窓口で宜しいでしょうか。	認識のとおりです。
39		前橋市大渡温水プール・トレーニングセンターの記号Tのプール天井の非常灯ですが、どのメーカーもプール用非常灯はありませんがどのようにお考えでしょうか。	プール用ではなく、「別紙3 機器別要求事項 記号T」を満たすものを想定しております。
40		別紙3の記号Uにテニスコート用器具で調光となっていますが、どのような調光でしょうか。また、別紙2には記号Uは無いですが、どこに設置予定でしょうか。	別紙3の記号Uテニスコート照明における「調光」は「非調光」の誤りです。 別紙2「粕川総合グラウンド(テニスコート6面)」内の記号Vは、記号Uの誤りです。